

令和5年10月1日

TKC会員 各位

株式会社TKC

仕訳入力時にインボイスの番号に関する確認メッセージが表示された場合の 関与先企業における対処方法のご案内

FXシリーズのインボイス制度対応の設定が完了していない関与先において、経過措置等の確認メッセージが表示されることになるため、以下の案内をTKC戦略経営者メニュー21等の「TKCからのお知らせ」で関与先企業様に発信しました。

重要なお知らせですので、会員事務所にもお送りします。インボイス制度対応のサポートをお願いいたします。

1. FXシリーズに掲載した「TKCからのお知らせ」

課税区分[5][6][7]の仕訳に取引先の事業者登録番号が未入力の際に確認メッセージが表示されます。メッセージ内容と対処方法（事業者登録番号を入力、課税区分を変更、不明な場合の回避方法）をご案内しました。

「TKCからのお知らせ」は[こちらの内容](#)をご確認ください。

2. 巡回監査時に確認いただきたい事項

(1) 月次チェック報告書

行	確認事項	確認	会計事務所からのメッセージ
1	法人税等予定申告書が届きましたか？		
2	新規の家賃契約はありましたか？		
3	新規の保険契約はありましたか？		

「月次チェック報告書」の「インボイス経過措置の適用となる仕訳」では、課税区分[5][6][7]が入力された仕訳のうち、取引先の事業者登録番号が入力されていない仕訳を表示します。

※FXクラウドシリーズでは「要注意科目・仕訳」、FX4クラウドでは「残高・仕訳等自動チェック」で同様の確認ができます。

(2) 消費税情報

①免税事業者または簡易課税制度を適用している事業者は、課税仕入れの仕訳チェックを省略することができます。

[消費税情報]の[課税仕入れの仕訳チェック (インボイス制度)]にて「実施しない」を選択します。

②現状の設定内容は、OMS「インボイス対応状況一覧」から確認できます。

OMS「インボイス対応状況一覧」の解説は[こちら](#)をご覧ください。

③関与先ごとに必要なシステム設定項目と設定方法を確認するチェックリストをご用意しています。OMS「インボイス対応状況一覧」とあわせご活用ください。

システム設定チェックリストは、[こちら](#)からダウンロードください。

以上